

芦屋港活性化・機運醸成事業 業務委託

公募型プロポーザル実施要項

令和3年8月

福岡県 芦屋町

1 目的

芦屋町では、海岸線の魅力を最大限に活かした観光まちづくりによる地方創生を推進している。この重要な施策として、福岡県が管理する地方港湾芦屋港の未利用地や周辺機能を活用し、観光レジャー要素をもったみなと空間を形成するための「芦屋港活性化事業」に取り組んでいる。

この事業の考え方を示す「芦屋港活性化基本計画（平成30年3月策定、令和2年5月変更）」に示す検討課題のひとつであり、本事業推進に重要となる、賑わい創出のための機運醸成及びプレイヤーとなる人材の発掘や育成を、継続的かつ計画的に実施するものである。

さらには、芦屋港活性化事業により町内全体への波及効果創出を目指すものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

芦屋港活性化機運醸成・情報発信業務委託

(2) 業務内容

「芦屋港活性化・機運醸成事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 提案上限額

一金4,961,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 委託業者選定方法

委託事業者の選定にあたっては、本町の現状を把握するとともに、豊富な知見と実績を有した、法人格を有する事業者からの提案により選定する。

選定にあたっては、芦屋町が定めた複数の選定委員により、評価基準に基づき審査を行い、優先交渉権者を選定する。

そのうえで、優先交渉権者と芦屋町による仕様書の調整等協議が整った場合、契約を行うものとする。

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当しない者。
- (2) 参加申請書提出時において、芦屋町から指名停止を受けていないこと。ただし、参加申込書提出後から契約締結までの間に、芦屋町から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (5) 過去5年間に於いて、地方公共団体等が発注した「芦屋港活性化機運醸成・情報発信業務委託仕様書」に記載する類似業務を受託していること。
- (6) 法人の代表者又は役員等が、芦屋町暴力団等排除条例(平成22年3月24日条例第4号)第3条第1項第2号から第5号の規定に該当する者(以下「暴力団等」という。)に該当し、その経営に実質的に関与している者でないこと。
- (7) 法人の代表者又は役員等が、自己若しくは他人に違法若しくは不当な利益を図る目的や不当な被害を加えるなどの目的をもって、暴力団等を利用する者でないこと。
- (8) 暴力団等と関係を持ちながら、資金などを提供するなどして暴力団等の維持運営に協力又は関与していないこと。
- (9) 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した再委託業務予定調書(様式5)を芦屋町に提出する。なお、再委託業務予定調書を提出する場合は、委託先が上記の参加資格の要件を満たしていること。

5 企画提案スケジュール

日 程	事 項
令和3年8月18日(水)	公募開始、募集要項等の配布開始
令和3年8月27日(金)	質問票の提出期限(17時まで)
令和3年8月31日(火)	質問に対する回答期限
令和3年9月7日(火)	参加申込書等の提出期限(17時まで)
令和3年9月13日(月)	企画提案書等の提出期限(17時まで)
令和3年9月14日(火)	プレゼンテーション及び審査日時の通知
令和3年9月下旬	プレゼンテーション及び審査
令和3年9月末日まで	選定結果の通知

6 質問の受付

次のとおり質問を受け付ける。なお、これに定める質問以外は受け付けない。

- (1) 受付期間 令和3年8月27日(金) 17時まで
- (2) 提出書類 質問票(様式1)
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 回 答 令和3年8月31日(火)までに、質問票を提出したすべての事業者
に質問者を伏せた状態で一覧表にまとめ、電子メールにて回答する。
なお、質問に対する回答は、この要項と同等の効力を有するものとする。

7 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限 令和3年9月7日(火) 17時まで
- (2) 提出書類 ①参加申込書(様式2) 8部(原本は1部、他はコピー可)
②会社概要(任意様式) 8部
③業務実績書(様式3) 8部(原本は1部、他はコピー可)
※業務実績は、過去5年間において地方公共団体等が発注した「芦屋港活性化・機運醸成事業業務委託仕様書」に記載する類似業務
④同意書(様式4) 1部
⑤役員等名簿(別添1) 1部
⑥納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税に滞納がないことが証明(直近1年分)できる書類) 各1部(原本)
⑦再委託業務予定調書(様式5) 8部(原本は1部、他はコピー可)
※再委託業務予定調書を提出する場合は、委託先の会社概要(任意様式)、同意書(様式4)・役員等名簿(別添1)、納税証明書を提出すること。再委託の予定がない場合は提出不要。
- (3) 提出方法 郵送又は持参。郵送の場合は必着のこと。

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和3年9月13日(月) 17時まで
- (2) 提出書類 ①企画提案書(任意様式) 8部
※企画提案書はA4版用紙8ページ以内(表紙を別途付けること)とし、次の項目は必須事項とし、必ず企画提案すること。
 - ・現状認識
 - ・提案内容
 - ・スキーム、工程
 - ・実施体制

②見積書（任意様式） 1部（原本）

※見積額の内訳がわかるようにすること。

※総額には消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。

(3) 提出方法 郵送又は持参。郵送の場合は必着のこと。

郵送の場合は提出期限必着のこと。

(4) 参加辞退 参加申込書を提出した事業者が応募を辞退する場合は、辞退の理由を記した辞退届（任意様式）を提出すること。

9 審査方法

(1) 選定機関の設置

事業者の選定にあたり、「芦屋港活性化・機運醸成事業業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

なお、選定委員会委員は非公表とする。

(2) 選定方法

提出書類及びプレゼンテーション及び審査により、選定委員会において事業者
に順位をつけて優先交渉権者を決定する。

①選定結果は、プロポーザルに参加した事業者全員に対して郵送にて通知し、ホームページでも公表する。また、プレゼンテーション及び審査を受けた事業者については、事業者名を順位とともに公表する。

②選定委員会については非公開とし、審査内容については一切公表しない。

③企画提案書の提出が1事業者であっても、参加資格に適合する場合、審査を実施し選定の可否を決定する。

④審査の結果、候補者なしとする場合がある。

⑤参加資格に適合する申請事業者が5者以上の場合、1次審査として業務実績書等に基づき書類審査を実施した後、2次審査としてプレゼンテーション及び審査を行う場合がある。この場合、申請事業者には書面にて通知する。

(3) プレゼンテーション及び審査

①開催日程 令和3年9月下旬

②開催場所 芦屋町役場本庁舎会議室 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

※開催日時及び詳細については、電子メール及び郵送にて通知する。

③プレゼンテーションの時間

プレゼンテーションの時間は1事業者あたり、20分以内とし、終了後に審査員からの質疑応答時間を設ける。

④プレゼンテーションの方法

- 各事業者のプレゼンテーション出席者は、新型コロナウイルス感染症感染防止のため2名以内とする。
- 企画提案書に沿ったプレゼンテーションを基本とする。
- プレゼンテーションの方法について、特に指定はしない。ただし、次に掲げるもの以外に必要な機器は事業者において準備すること。

電源、スクリーン、プロジェクター（エプソン製）、ディスプレイケーブル（VGA端子15pin、長さ10m）、ホワイトボード（黒・赤マーカー含む）、机、椅子、マイク（1本）
--

- 企画提案書とは別にプレゼンテーション用の資料がある場合は、当日8部を持参すること。

⑤注意事項

- プレゼンテーション開始時刻の20分前には受付を済ませ、控室で待機すること。なお、開始時刻は質疑の内容等により前後する場合がある。
- 新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、次の事項を遵守すること。

（次の場合来庁を認めない）

- ・発熱や倦怠感など体調不良の場合。
- ・出席者が濃厚接触者や経過観察のため自宅待機を指示されている場合。
- ・出席者の同居家族等に陽性者または濃厚接触者がいる場合。

（受付時の対応）

- ・受付時に検温を行う。ここで発熱が認められた場合は退庁すること。
- ・手指消毒を徹底すること（受付後に部屋を移動する場合を含む）。
- ・マスクを着用すること。
- ・控室は喚起のため窓を開放する。また密集を避け、会話は最低限に留めること。

（プレゼンテーション時）

- ・入室時は手指消毒を行うこと。
- ・アクリル板は所定の位置のまま移動しないこと。
- ・移動は必要最低限とし、プレゼンテーション中は離席しないこと。

(4) 評価基準

評価基準は下記のとおりとする。

評価基準			ウェイト
提案力	分析・理解度	・芦屋町の現状分析や課題の把握、芦屋港活性化基本計画をはじめ、総合戦略など関連計画が的確に理解されているか。	20%
	提案力	・提案内容に他者と比較して優位性や独創性があるか。 ・社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる提案か。 ・本事業の趣旨を理解し仕様書に沿った提案となっているか。	30%
	実現性	・目的達成にむけたスキームが明確で成果が評価できる提案となっているか。 ・過大な計画とならず現実に沿った提案となっているか。	20%
実施体制	実施体制	・実務担当者が明確で、業務の実施にあたって十分な組織体制が確立されているか。	10%
	業務実績	・本業務を実施するための実績やノウハウを有しているか。 ・「芦屋港活性化機運醸成・情報発信業務委託仕様書」に記載する業務内容に類似した業務の実績があるか。	10%
見積額	見積額の妥当性	・業務内容に見合った見積金額になっているか。 ・応募事業者の見積金額との比較（ただし価格競争ではない）。	10%

10 契約

審査結果に基づき、選定した優先交渉権者と協議して、企画提案内容等を反映した仕様書に基づき、契約を締結する。

優先交渉権者が本プロポーザル終了後に辞退した場合、又は参加資格に該当しないと認められた場合並びに優先交渉権者との協議が不調となった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権を与える。

11 その他の留意事項

- (1) 企画提案事業者は、複数の企画提案書の提出はできない。
- (2) 提出期限後の企画提案書等の変更、差替え又は再提出は認めない。
また、提出期限後の企画提案書等は、理由の如何に関わらず返却しない。
- (3) 本業務の全部又は主要部分を第三者に委託することはできない。
- (4) 本業務の一部を委託しようとする場合は、再委託業務予定調書（様式5）を芦屋町に提出する。
- (5) 企画提案書の策定、プレゼンテーション参加等に要する一切の経費等は、全て企画提案事業者の負担とする。

- (6) 企画提案書の著作権は各企画提案事業者に帰属する。ただし、芦屋町が候補者の選定結果の公表等に必要な場合には、企画提案書の内容を使用できることとする。
- (7) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合や、本要項（提出期限や提出方法等）を満たさない場合、見積価格が提案上限額を超えた提案が行われた場合は、失格とする。

12 問い合わせ先及び提出先

〒807-0101 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

芦屋町役場 芦屋港活性化推進室 事業推進係（入江・井上）

電話番号：093-223-3550（直通）

ファックス番号：093-223-3927（代表）

電子メールアドレス：kowan@town.ashiya.lg.jp